

令和3年度別府市一般会計補正予算（第4号）の概要

予算編成の考え方

新型コロナの長期化に伴い、特例貸付を利用できない生活困窮世帯を支援するため、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給する。

補正予算の規模

◆一般会計 97,500千円
(補正後の予算額 53,771,700千円 当初予算比 +2.7%)

補正の概要

○生活困窮者自立支援に要する経費〔ひと・くらし支援課〕 補正額 97,500千円

【支給額（月額）】 単身世帯：6万円、2人世帯：8万円、3人以上世帯：10万円（国庫10/10）
6万円×225世帯×3月＝40,500千円 8万円×85世帯×3月＝20,400千円 10万円×110世帯×3月＝33,000千円

合計93,900千円

【支給期間】 令和3年7月以降の申請月から3か月（申請受付は8月末まで）

【支給対象】 特例貸付を利用できない世帯で次の要件を満たすもの

＜特例貸付を利用できない世帯＞ ①特例貸付（緊急小口資金・総合支援資金）が限度額に達している世帯
②再貸付について不承認とされた世帯

＜支給要件＞ 収入(月額)：単身世帯の場合108.4千円以下、2人世帯の場合156.4千円以下、3人世帯の場合192.7千円以下
資産：預貯金が市民税均等割非課税額の1/12の金額の6倍以下（ただし100万円以下）

単身の場合482.5千円以下、2人世帯の場合734.5千円以下、3人世帯の場合940千円以下

求職等：ハローワークでの相談や応募・面接等を行うこと、又は生活保護の申請を行うこと

【事務費】 **3,600千円**（国庫10/10）